

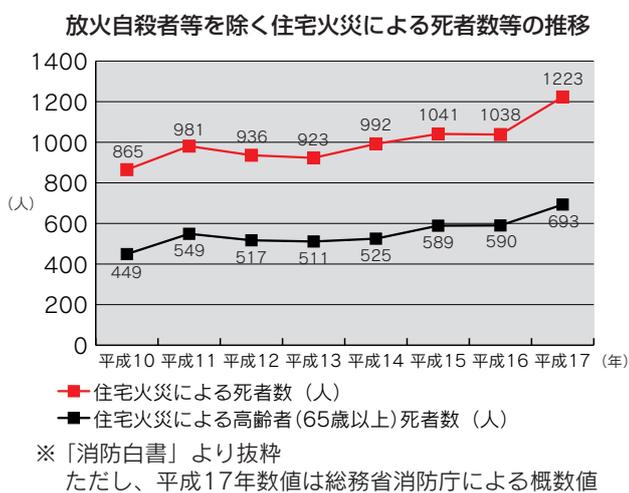


# 虹のマーチ

2006.6  
第5号

川越地区消防組合

住宅用火災警報器の設置が義務になりました！



住宅火災による死者数（放火自殺者を除く）は、建物火災の死者数の約九割を占め、近年、全国的にその数が急増しています。

平成十七年（概数値）では一、二、三人と、昭和五十四年以降最悪の死者数を記録しました。また、死者の半数以上が高齢者で、今後ますます死者数が増えることが予測されます。

こうした住宅火災による死者を減らすため消防法が改正され「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。

詳しくは二ページをご覧ください。

# 住宅用火災警報器は、住宅火災からあなたの命を守ります

- ◎平成18年6月1日以降に着工する新築住宅に設置する必要があります。
- ◎既存住宅は、平成20年5月31日までに設置する必要があります。



壁面設置式

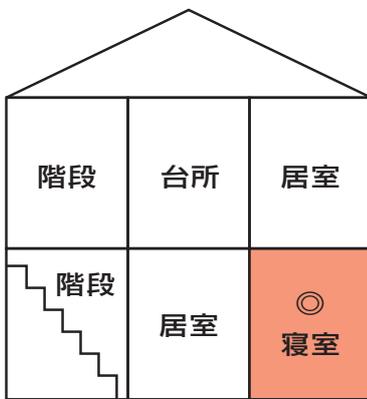


天井設置式

住宅用火災警報器は、壁や天井に警報器本体をネジで固定するだけで簡単に取り付けられます。設置場所は、住宅の階数などにより、詳しく設置基準が定められています。

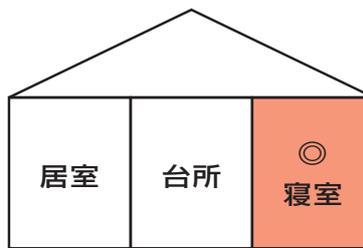
平屋建および二階建住宅は図のとおりです。なお、三階建住宅の設置場所については、消防局予防課へお問い合わせください。

寝室が1階のみの場合

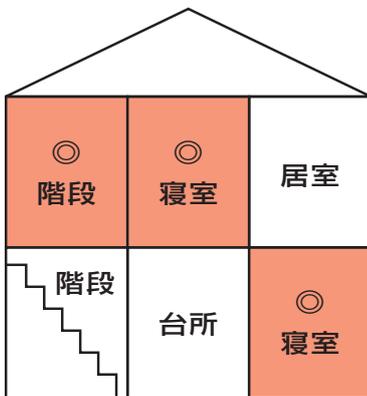


住宅用火災警報器  
設置場所…◎

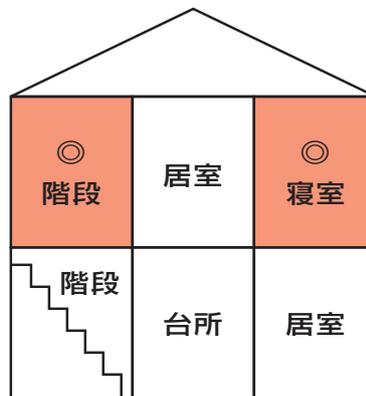
平屋建



寝室が1階と2階にある場合



寝室が2階のみの場合



また、住宅用火災警報器に関する質問や相談は、住宅用火災警報器相談室（フリーダイヤル〇〇120・565・911）でも受け付けています。

大切な命を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう！

消防局予防課・TEL 222・0741

**悪質な訪問販売にご注意を！**

住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことにより、悪質な訪問販売の増加が考えられます。無理強い販売や市場価格を超える高額な価格による販売を行う業者にご注意ください。（住宅用火災警報器は、クーリングオフの対象です）

また、国の技術基準に適合しない住宅用火災警報器等は購入しないようにしましょう。日本消防検定協会の鑑定品には、「鑑定マーク」がついています。製品を購入される際の目安としてください。

なお、消防職員・消防団員は住宅用火災警報器や消火器などを販売することはありませ



「鑑定マーク」

●訂正：虹のマーチ第四号二ページ 住宅用火災警報器の設置が義務付けられる日程について

誤：新築住宅は平成18年5月三十一日までに設置する必要があります。

正：平成18年6月1日以降に着工する新築住宅に設置する必要があります。

ご迷惑をおかけしました。

# 「消さないで あなたの心の 注意の火。」

## ◆上級救命講習会 午前9時～午後5時

| 日程       | 会場    |
|----------|-------|
| 9月17日(日) | 川島消防署 |
| 2月25日(日) | 消防局   |

## ◆普通救命講習会 午前9時30分～午後0時30分

| 日程        | 会場      |
|-----------|---------|
| 7月19日(水)  | 名細分署    |
| 8月16日(水)  | 川越中央消防署 |
| 10月25日(水) | 川越西消防署  |
| 11月15日(水) | 消防局     |
| 12月25日(月) | 消防局     |
| 1月24日(水)  | 名細分署    |
| 3月19日(月)  | 川越西消防署  |

申し込み…開催日の2週間前から電話で消防局救急課・TEL222-0160

※会場の詳しい場所は消防局救急課または直接各会場にお問い合わせください。

消防局救急課 TEL222-0160

川越中央消防署 TEL242-2365

川越西消防署 TEL231-2066

名細分署 TEL234-0119

川島消防署 TEL297-1891



【自動体外式除細動器 設置施設】



AEDはケースに入った状態で設置されています。

救命講習でAEDの使い方が学べます

皆さんは、上の表示を見たことがありますか？

これは、AED（自動体外式除細動器）設置施設であることを表わしています。

AEDは、心室細動という心臓がけいれんして、全身に血液が送れなくなった状態から心臓の動きを正常に戻すために使用する装置です。一般の方でも簡単・安全に電気的除細動（電気ショック）の処置を行うことができます。

川越地区消防組合では、すべての消防署および分署にAEDを設置しています。

### 消防車両紹介シリーズ③

## 高規格救急車

真っ白なボディに赤いライン。けが人や病人を緊急に病院へ搬送する救急車は、消防署で出動回数が最も多い車両です。

川越地区消防組合で所有している救急車はすべて高規格救急車で、救急救命士が乗車し、心肺停止状態などの重病者に対して、高度な救命処置を施すことができる機材を装備しています。



平成17年度に導入された大東分署の高規格救急車

【所有台数】 10台

【配置署所】 川越市・川島町のすべての消防署および分署

の使用方法も含めて上級・普通救命講習を実施しています。

AEDが近くにない場合にも、人工呼吸や心臓マッサージなどを行うことが重要です。一人でも多くの方が応急手当を学ぶことで、救命の輪は大きく広がります。

皆さんの積極的な参加をお願いします。

## 優秀賞を受賞！

独立法人消防研究所主催の「消防防災機器の開発・改良及び消防防災科学論文」で、救急現場で使用されるストレッチャーを改良した当組合の内田平消防副士長が、優秀賞を受賞しました。

川越地区消防組合では、AED

が必要なのです。

その場に居合わせた皆さんの協力が不可欠です。

川越地区消防組合では、今後ともさまざまな災害に備え、消防防災機器の開発・改良を行ってまいります。

# 「消さないで あなたの心の 注意の火。」

**国・県支出金**  
(国・県からの補助金)  
18,938,000円 (0.4%)

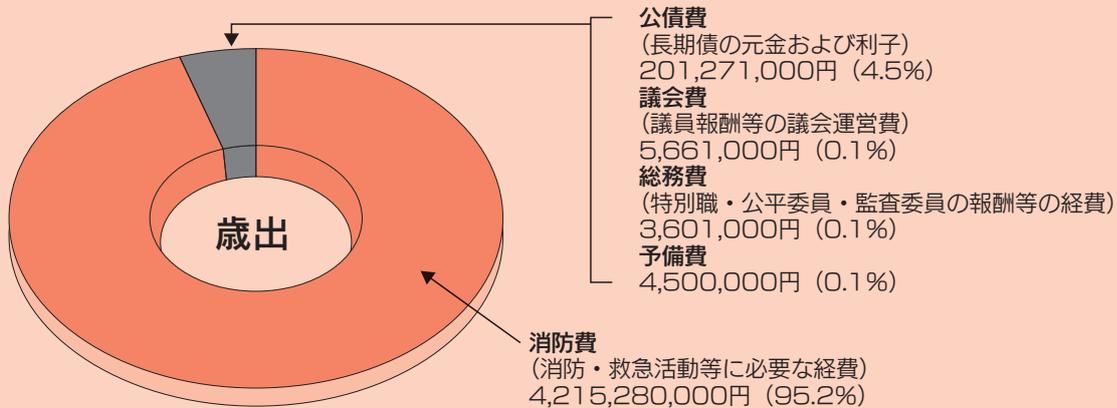
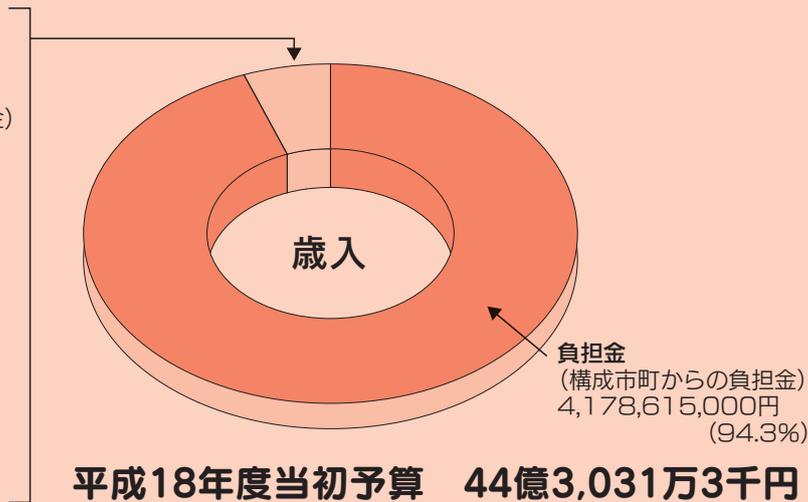
**組合債**  
(消防施設等の整備にかかる借入金)  
123,400,000円 (2.8%)

**繰越金**  
(前年度からの繰越金)  
80,000,000円 (1.8%)

**諸収入**  
(受託収入)  
25,062,000円 (0.6%)

**使用料および手数料**  
(消防関係検査等の手数料)  
4,102,000円 (0.1%)

**財産収入**  
(基金運用の利子)  
196,000円 (0.0%)

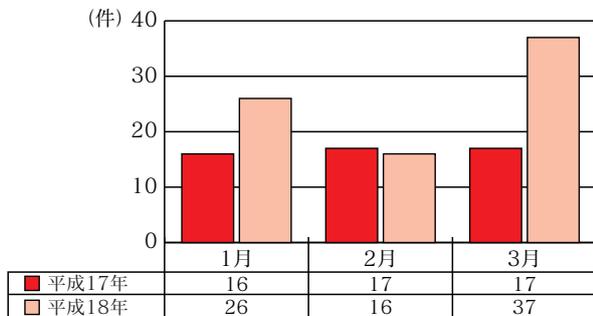


**【負担金】**

消防行政を運営するうえで必要な主な財源は、組合を構成する川越市と川島町からの負担金です。

**平成十八年度予算**

**火災件数の比較**



「私の家は大丈夫!」と油断していませんか。その油断があなたの財産を奪うかもしれません!

就寝前や外出時は火の元の点検を必ず行うなど、普段から火の用心を心がけましょう。

☆「火の用心」を忘れずに☆

川越地区消防組合管内では、ことしの一月一日から三月三十一日まで、七十九件の火災が発生しました。前年の同一期間に発生した火災は五十件。ことしの件数の多さは異例のことです。

出火原因で最も多いのは「放火または放火の疑い」です。家の周りに燃えやすいものを置かない、ごみ回収日の前夜にごみを出さないなど放火されにくい環境づくりに努めましょう。

また、ガスコンロ・たばこ・電気ストーブの消し忘れによる火災も上位を占めています。

火をつけたら必ず消す。就寝前や外出時は火の元の点検を必ず行うなど、普段から火の用心を心がけましょう。

消防だより

**虹のマーチ**

2006.6  
第5号

□発行/川越地区消防局 総務課  
〒350-0823川越市神明町48-4 ☎ 049-222-0700  
<http://www.119kawagochiku.jp/>  
消防テレホンサービス/☎ 223-0700

\*かけまちがいにご注意ください。

**消防の数字? 60.22Km**

さて、何の長さでしょう?  
これは川越地区消防組合で保有している消防用ホースをぜんぶ繋げた長さです。直線距離で、川越市から東京湾を越え、なんと「海ほたる」まで届きます!



火事・救急・救助は**119**番